

豊明市パートナーシップ宣誓制度について

1 「豊明市パートナーシップ宣誓制度」とは

お互いをパートナーとする2人が、その生活を共にしている、またはともにすることを約束した関係「パートナーシップ」を結んでいることを、市が認める制度です。

「宣誓書」を提出いただいた場合、宣誓したことを市が証する「証明書」を発行します。
《目的》

すべての市民の人権を尊重し、多様な生き方を互いに認め合い、誰もがこころ豊かに暮らせるまちをめざし、また、おふたりの一緒にいたいと思われる意思を尊重し、さまざまな不安や困難を少しでも解消するため。

2 豊明市パートナーシップ宣誓制度を利用できる方

下記のすべてを満たしている人が対象です。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 本市に住所を有している（市内への転入を予定している）こと。
- (3) 双方に配偶者がいないことおよび当事者以外の人とパートナーシップを結んでいないこと。

3 宣誓の手続き

申請の事前予約

- ・企画政策課窓口へ直接、電話またはメールにて申請日時を予約してください（※1週間前までに）
- ・申請日時・申請場所（市民課窓口又は市役所内会議室）の希望をお申し出ください。

双方が豊明市在住の場合

宣誓書の提出

- ・予約した日時に、提出書類をお持ちの上、必ずおふたりにて市役所までお越しください

書類審査

1週間程度

提出書類

- ① パートナーシップ宣誓書
- ② 独身証明書
- ③ 住民票の写し
- ④ 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）

証明書の交付

- ・市役所での受渡又は郵送いたします（1週間程度）

宣誓書の提出

・予約した日時に、提出書類をお持ちの上、必ずおふたりで市役所までお越しください

書類審査

豊明市へ転入

1週間程度

提出書類

- ① パートナーシップ宣誓書
- ② 独身証明書
- ③ 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）
- ④ 転入予定であるということが分かるもの
（転出証明書、売買契約書、賃貸契約書など）

提出書類

- ① 住民票の写しの提出（企画政策課へ）

証明書の交付

・市役所での受渡又は郵送いたします（1週間程度）

4 証明書の再交付・記載事項の変更・返還について

（1）再交付

- ①提出が必要な場合
き損・紛失などの場合
- ②手続き

「パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書」を提出後、再交付します。

（2）記載事項の変更

- ①提出が必要な場合
住所、氏名、通称名など、宣誓時に提出した書類の記載事項に変更があった場合
- ②手続き

「パートナーシップ届出事項変更届」を提出した後、必要な場合は証明書を再発行します。

（3）証明書の返還

- ①提出が必要な場合
パートナーシップが解消された場合、一方又は双方が死亡した場合、一方又は双方が転出した場合
- ②手続き

「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」と必要書類を提出した後、市役所より当事者の双方に返還通知を送付します。

5 その他

(1) 宣誓の際の交付書類

- ① パートナーシップ宣誓証明書（A4タイプ）
- ② パートナーシップ宣誓証明書（カードタイプ）

(2) 通称名の使用について

性別違和その他市長が特に必要があると認める場合は、氏名と併せて通称名を使用することができます。※裏面に戸籍上の氏名を記載します。

6 Q & A

Q 1 対象者はだれですか？

A 1 以下の要件を満たす、お互いをパートナーとして、その生活を共にしている又はともに生活することを約束したおふたりが対象となります。

- ① 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- ② 双方がともに市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- ③ 双方に配偶者がいないことおよび当事者以外の人とパートナーシップを結んでいないこと。

Q 2 その生活をともにしているとはどういうことを指しますか？

A 2 日常生活において、経済的、物理的、精神的に相互に協力しあう生活のことです。

Q 3 結婚との違いはどのようなものですか？

A 3 結婚は民法に基づく制度であり、相続権や扶養義務などの法的な権利・義務を伴いますが、パートナーシップ宣誓制度は法的な権利や義務の付与を伴うものではありません。

Q 4 法的効力以外の制度導入の目的は何ですか？

A 4 宣誓を行うおふたりの意思を尊重し、宣誓したことを市が証明することで、当事者が抱える様々な不安や困難を少しでも軽くすることを目指しています。

Q 5 養子縁組をしていても宣誓できますか？

A 5 要件を満たしていれば宣誓することができます。

Q 6 通称名を使用することはできますか？

A 6 戸籍名と併せて使用することができます。

※ここでいう通称名とは、住民基本台帳法施行令第30条の16の規定による、外国人住民が使用する通称名とは異なります。

Q 7 外国籍でも宣誓をすることはできますか？

A 7 独身証明書の代わりに「婚姻要件具備証明書」など独身であることを証する書類とその日本語訳が必要です。

Q 8 豊明市民でなければ宣誓ができませんか？

A 8 転出証明書などの別途書類が必要となりますが、3か月以内に市内へ転入を予定している方であれば、宣誓が可能です。証明書は、豊明市へ転入したことを確認後に発行いたします。

Q 9 制度を利用する際、プライバシーは守られますか？

A 9 各種手続きの際には、まずは電話で予約していただき、希望に応じて個室を用意します。本人確認のための身分証明書を提示いただき、確認いたします。

Q 10 制度利用の費用はかかりますか？

A 10 宣誓書の提出・証明書の発行については、費用はかかりませんが、提出必要書類の発行手数料がかかります。

Q 11 パートナーシップの宣誓は2人で行かなければならないですか？

A 11 本人確認を行うため、必ずおふたりでお越してください。

Q 12 文字が書けない場合はどうしたらよいですか？

A 12 なんらかの理由でおふたりもしくは一方が宣誓書などを記入できないときは、おふたりの立ち合いのもと、他の方に代筆いただくことが可能です。

Q 13 証明書は即日発行されますか？

A 13 申請後、1週間程度で交付いたします。書類を送付または市役所まで受取に来ていただきます。

Q 14 なりすましや偽装などの悪用をされませんか？

A 14 市が宣誓を受ける際は、独身であることを証明する書類と、本人確認を行うため身分証明書の提示をいただき、なりすましなどの悪用を防止します。また、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とし、証明書に記載された番号を市ホームページ等で公表します。